

判例研究

電子図書の著作権を侵害した事例（原審判決）

西村 峯 裕
周 喆

【事実の概要】

2003年8月27日、X（原告、迪志文化出版有限公司）は国家出版権局で『文淵閣四庫全書電子版』（以下本件図書と略称する）原文及び全文タイトル検索版ソフト v1.0 作品の著作権を登録した。権利の取得時期は2000年1月1日で、権利の取得方法は原始取得であり、権利の範囲は全部の権利とする。

Y1（被告、北京百度公司）は、イベントを行い、Y2（被告、黄一孟）はY1のイベントに参加し、そのホームページでY1のイベントコマercialを掲載した。Xの職員が、2005年11月3日、2006年3月3日、2006年4月21日、2006年5月2日、数回 <http://www.baidu.com>。（以下Y1のホームページと略称する）で本件図書のデータを検索し、当該図書の電子データをクリックすると、Veryed.Com（以下Y2のホームページと略称する）にはいることになった。当該Y2のホームページでは、eMule ソフトを使って本件図書の電子データをダウンロードできると明記している。eMule 資源部分には本件図書の電子データファイルのリスト、各ファイルの容量が掲載され、本件図書の電子データの総容量は6.9 GB、470万頁の原図書スキャン画像を有し、約7億字の原作全文を含むと明記されていた。末端に、“沪ICP备05001009号、©2003-2005 Veryed.Com. Some Rights Reserved.” 本件図書の配布者はGossudarであり、配布時期は2005年1月12日、最新の更新時期は2005年1月13日で、検索回数は12114回であると明記されていた。

Xは、本件図書とY2のホームページで掲載している本件図書の電子データを比較したところ、図書の名称、レイアウト、編集の内容及び番号などは全部一致しており、唯一異なっているのは、Xの本件図書には、検索システムとデータ庫という二つの部分があり、Xが提供している本件図書に関するダウンロードの内容は検索システムに限定している点であった。

Xは2006年7月6日、国家信息产业部ICP/IP管理システムを通じてY2のホームページを検索したところ、その開設者はY2であり、そのURLはwww.emule.org.cnであり、登録番号は沪ICP备05001009号であり、審査時期は2005年4月15日であることが判明した。中国広東省深圳市公証所においてXが上記調査について公証を行い、2006年2月6日、(2006年)深証字第81738号公証書を受領した。

以上より、XはY1、Y2を被告として、北京市中級人民法院に訴えを提起した。訴えられた後、Y1は本件図書に関するすべてのリンクを切断したが、Y2は相応の措置をとらなかった。

【法院の判断】

関係証拠によれば、本件図書の著作権者はXであり、Y2のホームページの開設者はY2であることは明らかである。

Y1、Y2はXの許可を得ることなく、Xが著作権を有する本件図書をインターネットを通じて伝播した。Y1は、Xの警告を受けた後、直ちに本件図書とのリンクを切断したので、損害賠償責任を負わない。

Y2は、Xの警告を受けた後も、本件図書とのリンクを切断しなかったため、Xの著作権を侵害し、本件図書の収益権をも侵害した。それ故、Y2はその不法行為を停止しなければならず、損害賠償責任を負う。

Y1は、本件図書を目的としてイベントを行ったわけではないが、Y1、Y2が共同不法行為を行ったことの十分な証拠がないので、XのY1、Y2が連帯して損害賠償責任を負う旨の主張は支持しない。

『コンピュータソフトウェア保護条例』第9条、『信息网络传播保护条

例（情報インターネット伝播保護条例）』第23条、『中華人民共和国著作権法』第10条第1項第12号、第47条第1項第1号の規定に基づき、以下の通り判決する。

Y2は直ちにXの本件図書とのリンクを切断せよ。

Y2はXに合理的な訴訟費用を含む22万円を支払え。

Xのその余の請求を棄却する。

【検討】

本件は国際商事法務2010年、10月号中国案例選所収の事案の原審判決である。

Y1（北京百度有限公司）は中国で最も著名な情報検索エンジン会社である。

1. 共同不法行為概念

XはY1、Y2の共同不法行為を主張しているが、中国では、刑法理論に倣ってか、共同正不法行為と共同従不法行為（教唆・幫助）に一応概念を区別している。新たに制定、施行された不法行為法は第8条で前者を、第9条で後者を規定している。条文は共同正不法行為、共同従不法行為という用語を用いているわけではなく、ただ概念を区別しているに留まるが、ここでは、表現のための操作概念としてこのような語を用いた。尤も、従不法行為者も正不法行為者と連帯して責任を負うから、区別の実益はほとんどないであろう。しかし、概念が区別されている以上、Y1とY2は共同正不法行為者なのか、あるいはY2が正不法行為者で、Y1は従不法行為者であるのかを論じておくことは法理論上の意義を有する。この点を上訴審は論及している。

2. 情報ネットワークサービスにおける不法行為の成立

情報ネットワーク伝播保護条例第23条によれば、ネットワークサービス提供者（ここではY1、Y2）は、権利者（ここではX）のこの条例第14

条に定める通知書を受領した後に、権利が侵害されている著作物（ここでは本件図書）とのリンクを切断したときは、賠償責任を負わない。ただし、リンクされている著作物等の権利が侵害されていることを明らかに知り、又は知ることができたときは、共同して不法行為責任を負う旨定めている。事実関係からは、Xがこの通知書をY1Y2に送付したか、又、送付したとしてもいつ送付したかは定かでないが、Xからの訴状はこの通知書としての意義をも有していると考えられるから、遅くともY1Y2が訴状を受領して後にリンクを切断したか否かが問われることになる。判決が認定しているXからのY2への警告は、この通知書の送付を意味すると解される。この警告は訴え提起前に為されたものであろう。それ故、その時以後切断されたか否かを認定しているものと思われる。Y1はリンクを切断したことを理由に、不法行為責任を免れているが、この条例第23条の但書きの要件を満たしているか否かについては言及していない。Xの、Y1がY2の不法行為を知っていた旨の主張についての明確な解答は述べられていない。

3. Y2の不法行為の範囲

判旨の論調からすると、権利者からの通知書を受領した後、リンクを切断すれば、不法行為は成立しないことになる。リンクを切断するまでの著作権侵害により権利者がいかに大きな損害を被ろうとも損害は自分で負担するしかない。著作権を侵害した一般ユーザーに対して不法行為責任を問うことは法理論上は可能であっても、事実上極めて困難であり、著作権の保護は充分ではないといわざるを得ない。仮に、Y2がXからの通知書を受領した後、本件図書とのリンクを切断しておれば、XはY2に対しても損害賠償を請求することはできないことになりそうである。しかし、この条例の第23条の但書きは、XのY2に対する損害賠償請求を可能とする。本件では、Y2は本件図書の著作権者Xの氏名、図書の大容量、高価格を表示しているから、一般ユーザーがこれが無償でダウンロードする可能性を熟知しており、損害賠償責任を免れ得ないからである。つまり、Y2は

本件図書とのリンクを切断しようが、しまいが不法行為責任を免れ得ないのである。判旨がこれに言及しないのは、但書きを適用するまでもなく、本文で処理することが可能であったからだと思われるが、これに言及すると、Y1についても不法行為責任の是非を論じなければならなくなるので、言及を回避したと受け取れなくもない。XはY1Y2の共同不法行為を主張しているのであるから、Y1の不法行為を否定するには、但書きへの言及が不可欠であったと思われる。この点については、上訴審判決も同様であり、疑問が残る。

【上訴理由】

Y1は本判決を受け入れたが、X及びY2はこれを不服として、北京市高級人民法院へ上訴した。上訴理由は以下の通りである。

1. Xの上訴理由

① Y1は、Y2が本件図書の著作権を侵害していると知りながら、Y2のイベント参加を許可し、本件図書の著作権を侵害することによって利益を得た。Y1には過失があり、連帯して損害賠償責任を負うべきである。

② 第一審判決の損害賠償額は低すぎるので、Xが受けた損失を補うことはできない。

2. Y2の上訴理由

① Xが提出した2006年2月6日深証字第81738号公証書は期限を徒過しており、採証方法は法定手続きに反している。

② 第一審判決の、Y2が直ちにリンクを切断しなかったとの判断は事実反する。

③ 第一審判決の損害賠償額は事実上も法律上も根拠を有しない。